

90010968（以後90）・・・北海道医療給付事業の基準どおりの医療費助成

91010967（以後90）・・・北海道医療給付事業の基準に、神恵内村が上乘せした医療費助成

92010966（以後92）・・・神恵内村が独自に実施する医療費助成

対象者・・・0～18歳までの児童

区分	0歳～3歳誕生日前日の月末		3歳誕生日前日の月末以降から6歳誕生日前日に達する以後の3月31日		6歳誕生日前日の月末以降から18歳誕生日前日に達する以後の3月31日	
外来	(乳初)	初診時一部負担金のみ（医療 580円 歯科 510円） 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	非課税(乳初)	初診時一部負担金のみ（医療 580円 歯科 510円） 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	非課税(乳初)	自己負担なし 92を使用
			課税(乳課)	総医療費の1割負担 限度額 18,000円/月 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	課税(乳課)	自己負担なし 92を使用

区分	0歳～3歳誕生日前日の月末		3歳誕生日前日の月末以降から12歳誕生日前日に達する以後の3月31日		12歳誕生日前日の月末以降から18歳誕生日前日に達する以後の3月31日	
入院	(乳初)	初診時一部負担金のみ（医療 580円 歯科 510円） 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	非課税(乳初)	初診時一部負担金のみ（医療 580円 歯科 510円） 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	非課税(乳初)	自己負担なし 92を使用
			課税(乳課)	総医療費の1割負担 限度額 57,600円/月 主に90を使用（一部負担金は91を併用）	課税(乳課)	自己負担なし 92を使用

訪問介護	訪問介護診療費の1割 通院 月額上限 8,000円
------	---------------------------

※対象者にかかる医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額を助成する。